

最高管理責任者：学長

- ◆公的研究費等の運営及び管理の最終責任者
- ◆不正防止対策の基本方針の策定等
- ◆不正防止計画の策定・管理等

統括管理責任者：事務局長

- ◆最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ者
- ◆不正防止対策の策定・管理・確認・報告等
- ◆不正防止計画の策定・管理・報告等
- ◆コンプライアンス推進副責任者の任命  
※副責任者は責任者の指示に従い補佐に努める。  
※副責任者は企画推進課職員とする。

調査委員会

- ◆学長の判断により委員会を設置
- ◆本調査・認定・報告及び配分機関等へ協力
- ◆当該機関に属さない第三者を含む
- ◆委員は利害関係を有しないもの
- ◆1/2以上は他機関より選出
- ◆告発者及び被告発者は調査機関が定める期間内に異議申立てを行う事ができる。

コンプライアンス推進・研究倫理教育責任者：企画推進課課長

- ◆基本方針の周知
- ◆不正防止対策の実施・確認・報告等
- ◆不正防止計画の実施・管理・報告等
- ◆コンプライアンス・研究倫理教育の実施・受講管理
- ◆公的研究費及び研究状況のモニタリング・改善・指導
- ◆不正予備調査

防止計画推進室：企画推進課

- ◆通報相談窓口
- ◆外部資金の受入や申請等に関する事務処理及び使用ルールの相談
- ◆コンプライアンス・研究倫理教育の実施
- ◆予算執行のモニタリング・改善・指導
- ◆間接経費の管理

【関連部署】

- ・総務課・財務課
- ・図書館・教務課（各学部・学科）

コンプライアンス及び研究倫理教育、誓約書の提出等

研究者・職員等

定期・不定期監査

【監査体制】  
総務課長

連携

【学外監査】  
監事  
会計監査人

告発等  
告発者の保護  
誓約書の提出

告発者  
報道  
監査等  
業者